

農地の貸借の制度が変わります！

法律（農業経営基盤強化促進法）の改正に伴い、地域計画が策定された地域又は令和7年4月以降は、農地の出し手と受け手の相対契約（直接の貸し借り）はできなくなります。

- ・令和7年3月までに設定された相対契約については、契約期間満了まで有効です。
- ・農地法第3条に基づく貸借の制度は、令和7年4月以降も継続されます。

地域計画の目標地図（※1）の実現に向け、 農地中間管理機構（※2）を通して農地を貸借します

※1 地域計画：地域のみなさんの話し合いにより将来の農地利用の姿を明確化した地域農業の設計図です。

目標地図：10年後のそれぞれの農地の耕作者や、耕作されない農地を地図にしたものです。

※2 農地中間管理機構とは、信頼できる農地の中間的受け皿として、知事の指定を受けて農用地の貸借等を

行っています。高知県では公益財団法人高知県農業公社が知事の指定を受けています。

〔 現 行 〕

市町村が作成する農用地利用
集積計画による出し手と受け
手の相対契約



出し手



受け手

地域計画が策定された地域 又は 令和7年4月以降

出し手と受け手がそれぞれ
農地中間管理機構と契約



出し手



農地中間管理機構



受け手

- ◇農地中間管理機構による貸借では、相対による貸借と同じ条件で契約ができない場合があります。
- ◇芸西村での相対契約の最終受付日は、令和7年3月19日（水）迄となります。ご不明な点は、下記までご連絡下さい。

お問い合わせ先

農業委員会事務局（産業振興課） TEL：0887-33-2113

高知県農地中間管理機構（公益財団法人 高知県農業公社）

〒780-0850 高市丸ノ内1丁目7-52 高知県庁西庁舎3階
TEL:088-823-8618（代表）